

受け入れ家庭向け利用規約

岡山県子育て家庭留学プログラム事務局

第1条（適用）

本規約は、次条に規定する子育て家庭留学を安心安全かつ円滑に実施し、参加者がそのキャリアや将来設計のヒントを得る目的を達成するため、岡山県子育て家庭留学プログラム事務局（特定非営利活動法人 manma。以下「事務局」といいます。）と受け入れ家庭との間の権利義務関係を定めることを目的とし、事務局と受け入れ家庭との間の子育て家庭留学に関わる一切の關係に適用されます。

本規約の内容と、本規約外における子育て家庭留学の説明等とが異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

第2条（子育て家庭留学等の定義）

1. 本規約における子育て家庭留学とは、下記の内容を指します。

(1) 子育て家庭留学とは、将来の結婚や子育て、仕事との両立に関心や不安のある若い世代（以下、「参加者」といいます。）に対して、事務局に登録された多様なキャリア経験のある子育て家庭（以下、「受け入れ家庭」といいます。）の中から、参加者の希望に応じた受け入れ家庭を紹介し、参加者が受け入れ家庭を訪問し、その1日に同行する又はオンラインで交流することをいいます。

(2) 参加者が、受け入れ家庭の子どもとの触れ合い体験や多様なロールモデルとの出会い・交流を通して、「結婚・子育て」と「働く」の両面から人生設計のヒントを得ることを目的（以下、「本目的」といいます。）とします。

(3) 参加者が、受け入れ家庭を訪問して受け入れ家庭の1日に同行する形態と、オンラインで受け入れ家庭の話を聴く2形態のうち、参加者の希望形態を基に、受け入れ家庭と事務局が協議して、いずれかの受け入れ形態を決定するものとします。

2. 事務局は、参加者とオンラインで事前面談を行い、参加者の希望やニーズを聞いた上で、登録している受け入れ家庭候補の中から、参加者の希望等にマッチする受け入れ家庭を紹介します。

第3条（受け入れ家庭登録等）

1. 子育て家庭留学の受け入れ家庭となることを希望する家庭の代表者（以下、「登録希望者」といいます。）は、登録にあたり、下記の条件を満たす必要があります。

(1) 本規約に同意すること

(2) 岡山県内に在住の主に未就学児を子育て中の方

(3) 事務局が別途用意するフォームに指定された情報を入力・登録していただくこと

2. 事務局は、登録希望者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、受け入れ家

庭登録を拒否することがあり、また、登録後に下記事由に該当することが判明した場合には、登録を抹消することがあります。

- (1) 事務局に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
- (3) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。以下同じ。）である場合
- (4) 過去に本規約に違反した者又はその関係者であると事務局が判断した場合
- (5) その他、参加を適当でないと事務局が判断した場合

第4条（登録事項の変更）

受け入れ家庭は、登録事項に変更があった場合、事務局の定める方法により当該変更事項を遅滞なく事務局に通知するものとします。

第5条（利用料金・金銭負担等）

1. 受け入れ家庭の登録及び子育て家庭留学の参加者の受け入れに関し、受け入れ家庭から事務局に対する登録費・サービス利用料等の料金は発生しません。
2. 受け入れ家庭として、参加者訪問の形態による子育て家庭留学（オンライン子育て家庭留学を除く）を実施していただいた場合には、準備の謝礼として事務局より子育て家庭留学実施日の翌月末までに500円分のamazonギフトカードをお送りします。
3. 子育て家庭留学実施当日の交通費・参加者との飲食費・買い物に関する金銭負担が発生する場合は参加者の方と協議の上、受け入れ家庭又は参加者においてご負担いただくものとします。

第6条（キャンセル等）

参加者と受け入れ家庭とのマッチング及び子育て家庭留学の日程が決定した後、受け入れ家庭は家族の体調不良又は不慮の事故やケガ、突然の弔事などで子育て家庭留学の実施が困難な場合以外には、原則としてキャンセルはできないものとします。キャンセルの場合は可能な限り早く事務局にご連絡・ご相談下さい。

第7条（禁止事項等）

1. 受け入れ家庭は、子育て家庭留学への参加にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると事務局が判断する行為をしてはなりません。
 - (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為、若しくはそれらに類する行為
 - (2) 公序良俗に反する行為

- (3) 事務局及び参加者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（子育て家庭留学の写真等のSNS投稿等については参加者の許可を得て行って下さい。）
 - (4) 子育て家庭留学の運営を妨害するおそれのある行為
 - (5) 本目的から外れる目的（ビジネス上の調査、宗教勧誘、マルチ商品の販売目的など）で子育て家庭留学に関与又は参加者の受け入れをすること
 - (6) 事務局が別途定める子育て家庭留学参加のルールに違反する行為を行うこと
 - (7) その他、事務局が不適切と判断する行為
2. 前項各号の禁止事項に該当するか否かについては、事務局の裁量により判断することができるものとします。
 3. 受け入れ家庭が本条1項各号に該当する行為を行った場合、又は受け入れ家庭が暴力団員等に該当する者であると判断した場合には事務局は子育て家庭留学を中止することができるものとし、また今後事務局のあらゆるサービス提供を行わないことがあります。この場合、事務局は一切の損害賠償義務を負いません。
 4. 受け入れ家庭は、参加者の受け入れにあたっては、本目的の達成や参加者との円滑かつ安心安全な関係の構築のため事務局が別途定める子育て家庭留学のルールを遵守するものとします。

第8条（報告義務）

受け入れ家庭は、参加者との連絡や子育て家庭留学中に事故やトラブルが起こった場合、速やかに事務局に報告するものとします。

第9条（子育て家庭留学の中止、変更、終了）

事務局は、以下のいずれかに該当する場合、子育て家庭留学の全部又は一部の提供をいつでも中止することができるものとします。

1. 地震、落雷、火災、風水害、停電等の天災事変その他非常事態の発生した場合
2. その他、事務局が子育て家庭留学を中止することが必要であると判断した場合

第10条（免責事項）

1. 子育て家庭留学に関して生じた参加者と受け入れ家庭との連絡、当日の交通費・飲食費・買い物に関する金員等の金銭のやりとり、トラブル等については、参加者・受け入れ家庭が自己の責任によって管理又は解決するものとし、事務局に帰責性がある場合を除いて事務局は一切の責任を負わないものとします。ただし、子育て家庭留学中の事故については事務局において賠償責任保険「オールインワンパッケージ（認証制度対応型）」に加入しており、法律上の賠償責任が発生する場合のみ、保険会社による補償を行うことができる場合があります。

2. 事務局は本規約第9条に定めるサービスの中止・変更する場合又は事務局が本規約に基づく各措置を取った場合にも、事務局に悪意・重過失がある場合を除いて事務局は一切の責任を負わないものとします。

第11条（損害賠償）

1. 子育て家庭留学の実施に伴い、事務局の債務不履行又は不法行為に基づき受け入れ家庭に損害が発生した場合、事務局は受け入れ家庭に対し、事務局に帰責性のある行為と相当因果関係のある損害につき賠償責任を負います。
2. 受け入れ家庭の行為（本規約違反の行為及び受け入れ家庭の行為が原因で生じたクレーム等を含みます。）に起因して事務局に損害が発生した場合、受け入れ家庭は事務局に対し、受け入れ家庭に帰責性のある行為と相当因果関係のある損害につき賠償責任を負うものとします。

第12条（退会）

1. 受け入れ家庭は、事務局所定の手続の完了により、受け入れ家庭としての登録を抹消することができるものとします。
2. 退会後の利用者情報の取扱いについては、第15条の規定に従うものとします。

第13条（子育て家庭留学の内容の変更、終了）

1. 事務局の都合により、子育て家庭留学の内容を変更し、又は提供を終了することがあります。
2. 前項の場合、事務局は受け入れ家庭に事前に通知するものとします。

第14条（秘密保持）

受け入れ家庭は、子育て家庭留学に関連して知った個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定められる個人情報をいいます。以下同じ。）・プライバシー情報について、みだりに第三者に漏らさないものとします。SNS等への投稿については、参加者の許諾を得ることにより可能です。

第15条（個人情報の取扱い）

事務局は、登録希望者又は受け入れ家庭が受け入れ家庭登録又は子育て家庭留学の参加者を受け入れる際に、事務局に対して提供する個人情報について、事務局が別途定める「プライバシーポリシー」の規定に則り、取扱うものとします。

第16条（本規約の変更）

事務局が必要と認めた場合には、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場

合、変更後の本規約の施行時期及び内容をウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は受け入れ家庭に通知します。

第17条（権利義務の譲渡禁止）

受け入れ家庭は、本規約に基づく全ての契約について、その契約上の地位及びこれにより生じる権利義務の全部又は一部を、事務局の書面による事前の承諾なく第三者に対し譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和6年7月3日から施行する。